

大 桑 さ た か

特別号 - 8

— 市政報告書 —



横浜市議会議員3期目
よろしくお願いします！

さかえく せかい か
栄区から横浜を変える！

私が委員長を務めている横浜市会子ども青少年・教育委員会での活動です

-----<以下、横浜市会が配布しているチラシの転載です>-----

子どものいじめ防止対策について皆様の御意見を募集します！

〔募集期間〕 平成25年3月1日（金）から3月31日（日）まで

昨今、子ども社会におけるいじめ問題は深刻化しており、いじめにより身体的・精神的に深い傷を負った子どもが自殺に追い込まれるケースなど、悲しいニュースが後を絶ちません。

横浜市会子ども青少年・教育委員会では、「いじめは絶対に許されない」という認識のもと、社会全体でいじめ根絶の実現に向け取り組み、子どもたちが安心して豊かに暮らせる環境をつくることを目指して、子どものいじめ防止に関する条例を提案すべく検討を進めています。

いま現在いじめで苦しんでいる子どもを救うために、また、新たないじめ被害を生じさせないためにも、市民の皆様のご意見をふまえて、よりよい条例を提案していきたいと考えています。

想定される条例の内容

<目的・基本理念等>

- 子どもの健全育成
- いじめのない社会の実現
- 社会全体でいじめに取り組む
- いじめを許さない子ども社会の実現

<定義>

“いじめ”とは、

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」

<責務・役割>

- 市の責務
 - ・ いじめの防止・解決を図るための施策の策定
 - ・ いじめ防止のための啓発活動
- 学校の責務
 - ・ いじめの未然防止、早期発見・早期解決
 - ・ いじめの把握・解決のための組織的な取組
 - ・ だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
 - ・ 教職員は、学校に課せられた責務を自らの問題として受け止め、いじめの根絶に取り組む。
- 保護者の責務
 - ・ いじめに加担しないように指導
 - ・ 学校や地域の人々など子どもの周囲にいる大人との情報交換
- 市民(事業者、地域社会)の責務
 - ・ 社会全体が、子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たす。
 - ・ 子どもが主体性をもって地域行事等へ参加できる仕組みづくり
- 子どもの役割
 - ・ 自己実現への取組
 - ・ 他者への思いやり
 - ・ いじめを受けていると思われる子どもへの声かけ、周囲の大人への積極的な相談



<具体的な取組>

- 行動計画等の策定
 - ・ いじめのない子ども社会を実現するための指針の策定
 - ・ 中学校区ごとに「中学校区いじめ防止会議」を設置
 - ・ 中学校区いじめ防止会議は、市の指針を基に「いじめ対策行動計画」を策定
- 相談体制の整備
 - ・ 市は、相談窓口の整備に努める。
- 関係機関との連携
 - ・ いじめ根絶を目指し、区福祉保健センター、児童相談所、警察署、法務局等、子どもの健全育成に関わる諸機関が相互連携を図る。
- 啓発活動
 - ・ 毎年12月を「いじめ防止啓発月間」とし、いじめのない社会の実現を目指し啓発活動を行うとともに、いじめ防止、早期発見・解決に向け取り組む。
- 第三者機関の設置
 - ・ いじめ防止に関する取組の推進、解決困難な事例等に係る相互調整、緊急対応等を行うための専門委員会の設置
 - ・ 委員会は、教育学、社会福祉学、心理学、医学等の専門家等により構成
 - ・ 活動状況の市長への報告
 - ・ 市長は、報告の内容を議会へ報告

<その他>

- 財政的措置等
 - ・ 市は、いじめ防止のために、必要な財政上の措置を講じる。
- 個人情報の取扱い
 - ・ 相談、情報提供等により取得した個人情報の保護

ご意見募集について

次の設問についてご意見をお寄せ下さい。応募方法については下記をご覧ください。

1. 「想定される条例の内容」の各項目に対する、あなたのご意見・お考えをお寄せください。
 - ① 「責務・役割」について
 - ② 「具体的な取組」について
 - ③ そのほかにご意見がございましたらご自由にお書きください
2. 応募いただく際には、次の項目についてもあわせて記載してください。
 - ① あなたの年代(10歳未満、10代、20代、30代、40代、50代、60代、70歳以上)
 - ② 区名(〇〇区在住または〇〇区在勤とご記載ください。市外の方は「市外」とご記載ください)

募集期間 平成25年3月1日(金)～3月31日(日)

応募方法 次のいずれかの方法で提出してください。

① **郵送又は持参** 〒231-0017 横浜市中区港町1-1 横浜市議会事務局議事課

※下記封筒を切り取ってご利用ください。(切手不要。3月31日消印有効)

持参の場合は平日8時45分～17時15分の開庁時間にご持参ください。

② **ファクシミリ** 045-681-7388 ※前頁の回答欄をご利用ください。件名は「市民意見募集」としてください。

③ **電子メール** gi-giji@city.yokohama.jp ※件名を「市民意見募集」とし、設問へのご意見等をメール本文に記載してください。

④ **横浜市会ホームページからの応募** <http://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/>(横浜市会トップページ)

いじめ防止対策に関する
ご意見を募集しています のバナーをクリック

※電話や口頭でのご意見の応募はできませんのでご了承ください。
また、いただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。

問い合わせ先：横浜市議会事務局議事課
(TEL 045-671-3045)